

宇都宮競輪場キャラクター等使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮競輪場キャラクター「らいいりん」「みやかめファミリー（亀丘みや太郎、亀丘けい子、亀丘りんいち）」及び「雷神バンクロゴ」（以下「キャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本基準において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。

(使用申請)

第3条 キャラクター等の使用を希望する者は、宇都宮競輪場キャラクター等使用申請書（様式第1号）を「宇都宮市長」（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、宇都宮市がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(4) その他、宇都宮市が定める場合

2 商品の製造及び販売を目的としてキャラクター等を使用しようとする者は、宇都宮競輪場キャラクター等使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等

(3) その他、市長が必要と認める書類

(使用承認基準)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、宇都宮競輪場キャラクター等使用（変更）許可書（様式第2号）により承認する。

2 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないこととする。

(1) 宇都宮市及び宇都宮競輪場のPRという趣旨に反するおそれがある場合

(2) 宇都宮市及び宇都宮競輪場の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合

(4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するおそれがある場合及びこれらの者が商品等を販売するおそれがある場合

(6) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合

(7) 宇都宮市の事業又は宇都宮市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

(8) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合

(9) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

(10) その他、市長が不相当と認める場合

(使用の期間)

第5条 使用許可期間は、許可を受けた日から次年度末日までとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター等を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること
- (3) J A S法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること
- (4) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない
- (5) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (6) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市長は一切の責任を負わない
- (7) キャラクター等を使用した製作物等を商標登録しないこと

(商品の状況報告)

第7条 商品の製造及び販売を目的として使用した者は、宇都宮競輪場キャラクター等商品状況報告書(様式第3号)により前年度の実績を報告しなければならない。

(使用内容の変更等)

第8条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、宇都宮市競輪場キャラクター等使用変更申請書(様式第4号)により速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、変更を承認するときは、宇都宮競輪場キャラクター等使用(変更)許可書(様式第2号)により承認する。

(使用許可の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、使用者に対し使用物品等の回収等を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するにいたった場合
- (4) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 前項の規定による使用許可の取消により生じた、使用物品の回収費等の損害は使用者の負担とする。

(使用料)

第10条 キャラクター等の使用料は無料とする。

(事故、苦情等、係争等の処理)

第11条 キャラクター等を使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

- 2 使用者は、キャラクター等の使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等について、その都度両者協議して決定すること。

(補足)

第12条 この基準に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附則 この基準は令和2年10月1日から施行する。